

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年4月13日（平成30年（行情）諮問第187号）

答申日：平成30年10月15日（平成30年度（行情）答申第259号）

事件名：特定法人が提出した特定事件に関する不祥事件等届出書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定法人が平成27年度中に御庁へ提出した、同社社員Aによる不祥事に関する不祥事件等届出書並びにこれに付属又は類する文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月12日付け金監第442号により金融庁長官（以下「金融庁長官」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、おおむね次のとおりである（なお、意見書及び資料の内容は省略する。）。

特定法人の元社員であるAによる不祥事については、その存在及び概要が既に報道されておりますので、これに関する文書を開示したりその存否を答えたりすることで、会社の経営状態等について憶測を招き、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえません。

したがって、本件対象文書は、法5条2号イに定める情報には当たらないものと考えます。

よって、審査請求に係る処分を取り消し、本件対象文書の全部を開示するよう求めます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、平成30年2月8日付け（同月9日受付）で、処分庁に対して行った行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、同年3月12日付け行政文書不開示決定通知書（金監第442号）において、法9条2項に基づき、行政文書の全部を不開示とした処分（法8条の規定により、開示請求を拒否したもの。原処分）をしたところ、

これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきもの  
と史料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書（本件対象文書）は、「特定法人が平成27  
年度中に御庁へ提出した、同社社員Aによる不祥事に関する不祥事件等  
届出書並びにこれに付属又は類する文書」である。

2 原処分について

原処分は、一般に、特定の金融機関における不祥事件の有無については、  
これを公にすることにより、特定の金融機関の事務管理の問題点や経営状  
態について憶測を招き、当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な  
利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、  
本件対象文書については、その存否を答えることにより、特定の金融機関  
における不祥事件の有無が判明するものであるとして、法8条に基づき、  
その存否を明らかにせず不開示とする旨の決定を行った。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、本件対象文書の全部を開示するよう求めるもので  
ある。

(2) 審査請求の理由

特定法人の元社員であるAによる不祥事については、その存在及び概  
要が既に報道されており、これに関する文書を開示したりその存否を答  
えたりすることで、会社の経営状態等について憶測を招き、その権利、  
競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

したがって、本件対象文書は、法5条2号イに定める情報には当たら  
ない。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

本件開示請求は、平成30年特定月日付け特定新聞A夕刊で報道され  
た、特定法人の元社員であるAらが同社の保険金を詐取した疑いにより  
逮捕された事案に係る不祥事件等届出書及びこれに付属する文書又はこ  
れに類似する文書を対象とするものである。

なお、保険業法127条等においては、保険会社等の役員又は使用人  
等により「保険会社の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その  
他の犯罪行為」が行われ、当該保険会社等がその発生を知った場合には、  
当該保険会社等は、金融庁長官に対し、不祥事件として届け出なければ  
ならない旨規定されている。

(2) 存否応答拒否の妥当性について

本件開示請求は、同社における上記詐欺事件の発生を前提に、当該事

件に関する文書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、同社において元従業員が在職時に、同社の保険業務を遂行するに際し、詐欺を行ったという事実の有無（以下、第3において「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

一般に、金融機関内において、業務に関し犯罪が行われたという確度の高い情報は、行為者が行為に至った経緯いかんにかかわらず、当該金融機関の社会的信用を低下させるおそれがあると認められることから、仮に、同社社内において、保険金詐欺が行われたことが明確になるとすれば、同社内で保険金詐欺が行われたことが明確になることにより、元従業員が詐欺を行った経緯にかかわらず、同社が何らかの問題がある又はその可能性の高い会社と受け取られるおそれがあることから、本件存否情報は、これを公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当する。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件対象文書を不開示とした原処分は妥当である。

### (3) 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、同社の元社員であるAによる不祥事の存在及び概要は既に報道されているから、本件存否情報を開示したとしても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない旨主張する。

しかし、上記報道は、元従業員が保険金詐欺の疑いがあり逮捕された旨の記事であること、同社においては、原処分時である平成30年3月12日現在において、上記報道に係る不祥事件に関し公式発表等を行っていないこと等を考慮すれば、上記報道のみによって本件存否情報が明確になっているということはできないから、本件存否情報を公にすることで同社に上記(2)記載のおそれがあると認められる点は、審査請求人の上記主張を前提としても異ならない。

よって、審査請求人の上記主張は失当である。

## 5 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月7日 審査請求人から意見書及び資料を收受

- ④ 同年8月30日 審議
- ⑤ 同年9月20日 審議
- ⑥ 同年10月11日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

### 2 存否応答拒否の妥当性について

上記のとおり本件開示請求は、特定法人の元社員Aが特定法人の保険業務を遂行するに際して、特定法人の保険金を詐取した疑いにより逮捕されたことを前提に、本件対象文書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、特定法人において元社員Aによる保険業法施行規則85条5項1号に該当する不祥事件（以下「本件不祥事件」という。）が発生した事実の有無に加え、特定法人において本件不祥事件が発生したことを知り、平成27年度中に不祥事件等届出書並びにこれに付属又は類する書類（以下「本件不祥事件等届出書等」という。）を金融庁へ提出した事実の有無（以下、併せて「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められることから、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

#### (1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、次のとおり説明する。

本件不祥事件に係る報道が、元従業員Aが保険金詐欺の疑いがあり逮捕された旨の記事であることや、原処分時である平成30年3月12日現在において、特定法人が上記報道に係る不祥事件に関し公式発表等を行っていないこと等を考慮すれば、上記報道のみによって本件不祥事件が発生した事実が明確になっているということはできない。したがって本件不祥事件が発生した事実は、既に報道で明らかにされているとはいえず、当該事実が公になると、特定法人が何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られるおそれがあることから、本件存否情報は、公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当する。

#### (2) 当審査会において、本件開示請求書に添付された平成30年特定月日付けの特定新聞Aの記事を確認したところ、当該記事には「損保元社員ら保険金詐取」の見出しが掲載され、損害保険会社から交通事故の保険

金をだまし取ったとして、特定署が、特定日、詐欺の疑いで、特定法人の元社員A容疑者ら男3人を逮捕した旨及び元社員Aらが共謀し、平成27年特定月上旬、前年に起きた交通事故の保険金を同社からだまし取った疑いである旨等が記載されていることが認められた。

また、当該逮捕事実等に関し、当審査会事務局職員をして報道状況等を確認させたところ、平成30年特定月日付け特定新聞Bのニュースサイトには、上記記事の他に、被害に気付いた特定法人が2年ほど前に特定都道府県警に告訴していた旨が記載されていることが認められた。

さらに、当該逮捕事実等に関する特定法人の公表事実の有無等について、当審査会事務局職員をして特定法人のウェブサイトを確保させたところ、当該逮捕事実等に関する記載は認められなかった。

- (3) 上記(2)の新聞記事によれば、元社員Aらが、平成27年特定月上旬に本件不祥事件を起こした疑いで平成30年特定月日に逮捕された事実が認められる。そして、警察当局による公式発表ではないものの、捜査を行う警察関係者が明かした内容として、本件不祥事件に係る逮捕事実が新聞報道されている以上、本件不祥事件が発生した事実の有無を開示したとしても、特定法人の事業活動において新たに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じるとまではいい難い。さらに、本件不祥事件による被害の発生に気付いた特定法人が平成30年特定月日の2年ほど前に特定都道府県警に告訴していた旨報道されているところ、本件不祥事件の内容からすれば、被害者である特定法人の協力がなければ捜査を行うことが困難であることも併せ考えれば、特定法人において本件不祥事件等に係る公式発表を行っていないとしても、特定法人において本件不祥事件が発生したことを知り、平成27年度中に本件不祥事件等届出書等を金融庁へ届け出ていることは、容易に推測することができる。そのため、特定法人において本件不祥事件が発生したことを知り、平成27年度中に本件不祥事件等届出書等を金融庁へ提出した事実の有無を開示したとしても、特定法人の事業活動において新たに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じるとまではいい難い。

そうすると、本件存否情報が法5条2号イに規定する不開示情報に該当するとまでは認められない。

- (4) したがって、本件対象文書については、原処分を取り消した上で、その存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当せ

ず，本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから，取り消すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子